農業者による農福連携の取り組み方

~農福連携でウィンウィンの関係を~

佐光佳弘 (農業総合試験場普及戦略部戦略統括室)

【令和4年3月22日掲載】

【要約】

農福連携は、農業者の労働力確保だけでなく、障害者の生きがいづくりにもつながる。

農福連携では、農業者が就労系障害福祉サービス事業所と業務委託契約を結び、利用者である障害者に作業してもらうケースが多い。契約上、利用者に直接指示することができないので、同行する職業指導員との事前の調整が必要である。特に、利用者にどのような作業をしてもらうかの調整が重要である。疑問等があれば、愛知県農福連携相談窓口に相談していただきたい。

1 働き手の確保につながる農福連携

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

農業者にとっては、忙しいときの労働力として期待できるが、就労系障害福祉サービス 事業所とあまり付き合いがないことや、障害者に働いてもらうことに対する不慣れさ等か ら、取組はあまり広がっていない。ここでは、農業者が農福連携に取り組むために必要な 情報を紹介したい。

2 県内の取組事例

JA愛知中央会が取りまとめた「のうふく取組事例集」から、収穫したハクサイの運搬 (図1)と、ホウレンソウの出荷調製 (図2)の事例を紹介する。県内の農業者が就労系障害福祉サービス事業所に作業を委託し、障害者に作業してもらった事例である。

美取組事例「取組事例 「のう」 「いっ」

ハクサイ収穫の運搬

障害のある方が農場にきて、 ハクサイ収穫の運搬を行います。 重量物の運搬は 高齢の農家さんには たいへん助かります。



どの段ボール箱を トラックまで運ぶかを 指示します。



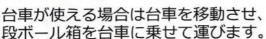
段ボール箱の底を持って、 底が抜けないように気を つけます。



トラックの荷台に 指示に従って段ボール 箱を置いていきます。

ポイント。









ほうれん草の出荷調整

障害のある方が福祉施設で、 ほうれん草の出荷調整を行います。



外葉を取り除きます。



コンテナにきれいに 並べて入れます。



補助具を使って袋に詰めます。





根を短く切ります。



袋詰用補助具に あらかじめ袋を セットします。



根を洗います。



決められた重さになるようにします。



補助具を袋から外します。



3 農福連携の取組方法

(1) 農福連携の取組パターン

農福連携は、いろいろなパターンで取り組まれているが、農業者が関わる主なパターンは、以下の2つである。

- ① 障害者が利用者として所属する就労系障害福祉サービス事業所に、農業者が農作業等を委託し、利用者が施設外就労で作業する(図3)。
- ② 農業者が障害者を直接雇用する(図4)。

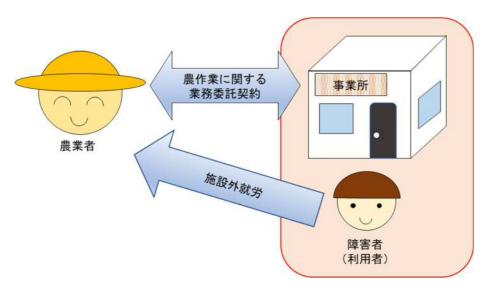


図3 障害者が所属する就労系障害福祉サービス事業所に作業委託



図4 農業者が障害者を直接雇用

以下、実際の取組として多い①のパターンに関して紹介する。

(2) 就労系障害福祉サービス事業所とは

就労系障害福祉サービス事業所(以下、「事業所」という。)とは、障害者総合支援法に 基づき、障害者に日常生活や就労等に関するサービスを提供している事業所である。

事業所で行う就労系障害福祉サービスには、①期間を定めず、障害者が事業所での就 労に従事し、必要な知識・経験を積んでいく「就労継続支援」、②決められた期間で、障 害者が企業等での就労に移行するための訓練を受ける「就労移行支援」、③障害者が企業 等で働き続けるための支援を受ける「就労定着支援」の3つがある。

「就労継続支援」のうち、障害者と雇用契約を結んで支援する事業所が「就労継続支援 A型事業所」である。就労継続支援A型事業所では、障害者に「賃金」が支払われ、その 賃金は必ず最低賃金以上になる必要がある。 障害者と雇用契約を締結せずに就労の機会を提供する事業所が、「就労継続支援B型事業所」である。就労継続支援B型事業所では、障害者に「工賃」が支払われる。

いずれの場合でも、障害者は事業所に「利用者」として所属し、事業所内外で働く。事業所は、外部の企業等と仕事の業務委託契約を結ぶ。事業所の職員である「職業指導員」の指示の下、利用者が作業し、報酬を得る。なお、事業所の外部の企業等に通って作業することを「施設外就労」という。

(3) 職業指導員と十分に打合せを

委託する農作業の内容は、利用者が作業可能か、職業指導員に確認しておいた方が良い。「2 県内の取組事例」にあるとおり、作業内容を限定しないと、思ったような作業をしてもらえないことがある。

農業者が利用者に直接指示すると偽装請負として違法になるため、作業の内容や方法等、農作業に関する要望等を利用者に伝えたいときは、まずは職業指導員に伝え、職業指導員から利用者に伝えてもらうことになる。そのため、職業指導員と事前に打合せし、職業指導員に作業内容を理解しておいてもらうと良い。なお、農業者と利用者が日常会話をするのは問題ない。

農業者が事業所に払う作業工賃は、完成した仕事の内容に応じて算定することを基本としている。農作業の工程ごとに設定した作業単価に、作業量(完成量)を掛け合わせて作業工賃を算出する。例えば、畝の除草作業を依頼した場合、長さ 10mの畝を除草したときの作業単価を設定し、その作業単価に除草した畝の本数をかけた金額が作業工賃となる。

4 農福連携相談窓口で相談を

愛知県では、農福連携相談窓口を設置し、農業者、福祉事業者の双方からの取組を支援 している。「近くの事業所で、農作業を受けてくれるところを教えてほしい」「どんな作業 を委託すればよいか分からない」等の疑問があれば、相談していただきたい。

【愛知県農福連携相談窓口】

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育グループ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 電話 052-954-6409 (ダイヤルイン) ファックス 052-954-6931

5 参考

農福連携技術支援者育成研修テキスト Ver. 2 (農林水産省)

Copyright (C) 2022, Aichi Prefecture. All Rights Reserved.